

各障害福祉サービス事業所等 管理者 様

福山市保健福祉局福祉部
障がい福祉課福祉サービス担当課長2026年度（令和8年度）福祉・介護職員等処遇改善加算計画書及び体制届
の提出について（通知）平素から、本市保健福祉行政の推進に御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。
見出しの件について、提出については次のとおりです。

1 福祉・介護職員等処遇改善加算計画書及び体制届の提出

	対象事業所	提出書類	提出期限
①	既に加算を取得しており、4月以降も継続して算定する事業者 新たに加算を算定する又は算定区分を変更する事業者	・福祉・介護職員等処遇改善加算処遇改善計画書（別紙様式2-1） ・別紙様式2-2（個票4、5月） ・別紙様式2-3（個票6月以降） ・体制届及び体制状況一覧表（※加算の新規取得又は区分変更の場合のみ）	4月15日まで
②	新たに加算の対象となるサービスのみを運営している事業者 【新たに加算の対象となるサービス】計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援	・福祉・介護職員等処遇改善加算処遇改善計画書（別紙様式2-1） ・別紙様式2-3（個票6月以降） ・体制届及び体制状況一覧表	6月15日まで

2 ホームページ及び申請先
ホームページ<https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/shogaifukushi/179190.html>

電子申請システム

https://apply.e-tumo.jp/city-fukuyama-hiroshima-u/offer/offerList_detail?tempSeq=28893

3 留意事項

・新規で加算を取得する場合や加算の区分の変更がある場合は加算の変更に伴う様式（体制等に関する届出書、体制等状況一覧表）も併せて提出してください。提出書類が未提出の場合、処遇改善加算の算定はできませんので、請求処理を行った場合、返戻又は再請求の対応をしていただくこととなります。

・福祉・介護職員等処遇改善加算計画書及び別紙様式（個票）は、法人単位での申請（提出）となります。体制届及び体制状況一覧表は、事業所単位での申請（提出）となりますのでご注意ください。

・福祉・介護職員等処遇改善加算計画書及び別紙様式（個票）計画書等の様式や記入方法等に係る問合せについては、厚生労働省コールセンター（050-3733-0230（受付時間 9時00分～18時00分 土日含む））へお問い合わせください。

4 電子申請システム上の留意事項

・法人単位での申請（提出）となります。

・郵送又はメールによる提出は受付けていませんので、電子申請システムでの提出をお願いします。

・福祉・介護職員等処遇改善加算計画書及び別紙様式（個票）等は、Excel ファイルのまま添付してください。（Excel 以外は添付できません。）

・電子申請の方法や注意事項については、ホームページに掲載している「電子申請システム及び指定申請に際しての注意事項等」「電子申請操作の手順」及び「よくある質問」を必ず参照してください。

【問い合わせ先・提出先】

福山市障がい福祉課 事業者指定・指導担当
〒720-8501 広島県福山市東桜町3番5号
電話 (084) 928-1261 FAX (084) 928-1730